

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 30 年 1 月 24 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第1700290号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第1700209号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日又はB社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和33年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和58年1月22日から同年2月1日まで

私は、B社に営業職として勤務していたが、ある事情により、退職しようと思った。昭和58年1月4日付けで退職する旨の辞表を同日、直属の上司に提出したが、その上司の上司に慰留され、正確な異動日は不明だが、約1週間後に関連会社のA社に異動したと思う。請求期間は同社に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

B社は、A社は関連会社だったと回答しており、B社から提出された請求者の「退職金支給伺」及び「退職者下調書」並びに複数の同僚の回答により、期間は特定できないものの、請求者がA社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社は既に解散し、同社の請求期間当時の事業主は亡くなっている上、同社の解散時の代表取締役を含む複数の役員に照会したが、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除について回答を得られなかった。

また、B社は、請求期間当時の同社及びA社の労働者名簿、賃金台帳等の資料はなく、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除について不明であると回答している。

なお、B社から提出された請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によると、健康保険被保険者証の添付有と記載されていることから、請求者が事業主に被保険者証を返却したと考えられる。また、同通知書には、資格喪失年月日が昭和58年1月22日であることが記載されており、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、B社の資格喪失年月日は同年1月22日、A社の資格取得年月日は同年2月1日と記載されており、これらの日付はオンライン記録と一致している。

さらに、請求者の雇用保険被保険者記録によると、B社における離職年月日は昭和58年1

月 21 日、A社における資格取得年月日は同年 2 月 1 日であり、これらの日付は請求者の厚生年金保険被保険者記録と符合している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。